

答 申

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成19年9月12日付け19医大企第85号で行った公文書一部開示決定において、不開示とした部分のうち、法人等の名称は開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成19年8月30日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し「平成18年度奨学寄附金受入台帳、平成19年度奨学寄附金受入台帳（県立医科大学関係分）」の開示を求めて公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成18年度奨学寄附金受入台帳及び平成19年度奨学寄附金受入台帳（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成19年9月12日付けで、「寄附者」欄の項目を不開示として公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して異議申立人に通知した。
 - (1) 条例第7条第2号に該当 個人の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報の内容により、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
 - (2) 条例第7条第3号に該当 法人等の名称については、法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
 - (3) 条例第7条第6号に該当 開示することにより、法人等との信頼関係が損なわれ、大学経営業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- 3 異議申立人は、本件開示請求に対する本件処分を不服とし、平成19年10月19日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立書を提出した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の一部を取り消し、法人等の名称の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び意見陳述を総合すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件対象公文書のうち、寄附者名の欄に記載された法人等の名称を、条例第7条第3号及び第6号に該当するとして、不開示とした。この理由として、「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と認められる」、「法人等の信頼関係が損なわれ、大学経営業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としている。

しかしながら、これらの情報を開示することによって、本当に「競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれ」が生じるのか疑問である。実施機関は、その根拠を個別・具体的に説明すべきである。仮に、寄附者側に多少の不利益が生じたとしても、それは県民の知る権利、大学側からすれば県民への説明責任を上回るほどの内容なのか、きちんと見極める必要がある。つまり、「寄附者の権利、競争上の地位を害するおそれ」があっても、それは同業者の問題であって、業界が襟を正せばいいことであり、それをもって県民の知る権利をないがしろにすることはできない。

ちなみに、外務省が報償費（外交機密費）の支出についての文書を全面的に不開示とした決定を取り消して、開示を命じた東京地裁の判決では、「文書を開示した場合に弊害が発生するおそれがあるかどうか、個別に検討することなく、全てを不開示とすることは許されない」と断じている。この判示は、実施機関が法人等の名称を一律に不開示とした本件処分の判断にも当てはまる指摘である。

- (2) 条例第7条第3号でも、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、開示しなければならないと規定している。人の生命、健康に直結している内容の研究をしている医学系の研究科及び附属病院などが、どこから、いくら資金提供を受けているか、県民に説明する義務がある。この説明責任は、企業の利益よりも優先されるべきであり、寄附者である法人等の名称は開示されるべきである。

ちなみに、現在は解散してしまった財団法人福島県医学振興会（以下「医学振興会」という。）が実施機関の奨学寄附金受入台帳を管理していた少なくとも平成13～15年度分の寄附金受付簿については、異議申立人が平成16年に行った医学振興会への開示請求に対し、医学振興会は寄附をした個人名は不開示としたものの、寄附をした企業名や病院名については開示している。情報公開の方針がなぜここにきて突然変わったのか、実施機関からは明らかな説明もなく、整合性がとれていない。

- (3) 実施機関に対して情報開示の請求をしたのは、まさに実施機関が税金によって成り立っている公的な教育研究医療機関であって、こういうことにかんがみて民間企業との金銭を巡るやりとり、あるいはそれを通じた交流の実態についてできるだけ県民に対して知らせることが有益であると考えていたからである。もしこの両者の関係において不適切な状況がその資料等から判断される場合は、それを社会の中で問題にすることによって健全化を図らなければならない。そういう中で実施機関に対し寄附者である法人等の名称について開示請求をしたが、まず一律不開示としていることについて、果たして実施機関がそれぞれの案件について個別に検討、考察した上での判断なのだろうかというのが極めて疑問である。

- (4) 実施機関は、「当該法人等に利益を害するおそれがある一つの事例として寄附目的から、寄附を行った法人等がどのような分野、研究等に興味を有しているかという推

測が可能となり、それが当該法人等の経営戦略につながる情報であれば、当該法人等の競争上の地位や利益を害するおそれがないとは言えないと判断した」としているが、公文書一部開示理由説明書（以下「理由説明書」という。）では、「包括的な目的で寄附がなされる場合が大半であり」としており、「寄附目的が記載されているから開示できない」、「利益を害するおそれがある」というのは甚だ矛盾している。

- (5) この異議申立てと同様の広島大学のケースを審査した内閣府情報公開・個人情報保護審査会（以下「内閣府審査会」という。）は、「奨学寄附金は受託研究や共同研究への研究費の提供のように、知的財産権等の譲渡などを期待して行われるものとは異なり、大学や講座に対して包括的に行われているものであるから、法人等が特定の大学や講座に寄附をしていることを知られても、直ちに法人等の企業活動に影響を与えるほどの経営戦略までが明らかになるとはいえず、寄附金の多寡から具体的な経理内容までが明らかになるとはいえない。むしろ法人等などと大学の関係の透明性を確保し、あらぬ疑念を抱かせないためにもその実態を明らかにする意義は大きい」などとして開示すべきであるとの答申を出した。

また、平成19年7月以降、内閣府審査会は広島大学のほか高知、金沢の各大学の同様のケースでも一様に開示すべきであるとの答申を出しており、開示の流れも定着している。国以外でも、過去に横浜市情報公開・個人情報保護審査会が、横浜市立大学に対し開示すべきであるとの答申を出している。

第4 実施機関の説明

実施機関が、本件対象公文書を一部開示とした理由は、理由説明書及び口頭による説明を総合すると、次のとおりである。

1 条例第7条第3号該当性

- (1) 寄附者である法人等の名称については、本号アの規定に基づき、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、不開示の決定をした。
- (2) 寄附という行為は、寄附者の予算執行状況という業務運営上の内部情報であり、寄附者名を公表することにより、寄附者の業務運営上の何らかの利益を害する可能性が全くないとは断言できないので、包括的な判断をしたものである。このことについて異議申立人は、法人等の名称の不開示の扱いについて、「これらの情報を開示することによって、本当に競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれが生じるのか疑問であり、その根拠を個別、具体的に説明すべきである」としているが、寄附者名が公表された場合に、寄附者側において業務運営上何らかの支障が生じるか否かについては、逐一相手方に確認する以外に方法はなく、件数が多数に上る奨学寄附金について個別に確認することは、実務的にも困難である。
- (3) 異議申立人は、本号にただし書の規定があることから、「人の生命、健康に直結している内容の研究をしている医学系の研究科及び附属病院などが、どこから、いくら資金提供を受けているか、県民に説明する義務がある。この説明責任は、企業の利益よりも優先されるべきである」としている。しかし、本号ただし書の規定に該当する

情報があるとすれば、「何の研究を目的に寄附を受けたか」という「寄附目的」が最も関連する情報であると思われるが、「寄附目的」は既に開示している。また付け加えると、寄附の段階においては、「消化器病に関する研究助成」といったような包括的な目的で寄附がなされるケースが大半であり、具体的な研究の細目については寄附受入者において検討の上決定するのが一般的な流れとなっており、「寄附目的」に記載された内容から詳細・具体的な研究内容が読み取れるものではなく、この「研究目的」でさえ、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかについては疑問である。今回、更に「寄附者名」の不開示について異議申立てがあったが、「だれに寄附をしたか」を開示することにより、なぜ「人の生命、健康、生活又は財産を保護」することになるのかが不明であり、本号ただし書の規定に該当しない。

- (4) 異議申立人は、不開示の理由について、なぜ利害を害するおそれがあるのかが不明確であるとしているが、考えられる一つの事例を挙げれば、寄附申込書には「寄附目的」が記載されていることから、寄附を行った法人等がどのような分野の研究等に興味を有しているかという推測が可能となり、それが当該法人等の企業戦略につながる情報であれば、当該法人等の競争上の地位や利益を害するおそれがないとは言えないと判断したものである。

2 条例第7条第6号該当性

- (1) 寄附者である法人等の名称については、本号の規定に基づき、「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、不開示の決定をした。
- (2) 同条第3号の規定とともに、本号の規定についても不開示とした根拠の一つとして考えており、寄附者名を公開することは、善意である寄附者の同意を得ずに、一方的に寄附者側の内部情報を明らかにすることとなり、このことが、実施機関と寄附者の信頼関係を損なうおそれがないとは言いきれず、仮に信頼関係が損なわれた場合には、寄附者の今後の実施機関に対する寄附の意思にも影響を及ぼすおそれがある。
- (3) 異議申立人は、実施機関と寄附者との関係の透明性を図ることこそが、実施機関や寄附をした企業への社会の信頼を高めることになり、不開示にしていることは、むしろ両者への不信感を増幅させているとしているが、理由説明書において、実施機関と寄附者との間の信頼関係について述べたものであり、「社会の信頼」について述べたものではない。実施機関としては、寄附者の正当な利益の保護及び寄附者との信頼関係がより重要であると判断し、不開示とした。

3 その他

- (1) 異議申立人は、実施機関と平成19年3月に解散した医学振興会の情報公開請求への対応の整合性についても言及しているが、医学振興会は、福島県等が出捐して設立した財団法人であり、実施機関とは別の独立した団体である。今回は、実施機関への寄附について実施機関としての不開示の意思決定をしたものであり、以前に、医学振興会への寄附について医学振興会が開示をしていたからといって、何ら実施機関とし

ての方針が変わったということではない。

- (2) 異議申立人は、外務省報償費の情報公開に関する東京地裁判決や、広島大学に対する内閣府審査会の答申についての見解が述べられていないとしているが、それぞれ独自に判断を行った結果であるとして真摯に受け止めている。本件に関しては、条例の規定に基づき、福島県情報公開審査会において独自の判断がなされるものと考えている。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、公立大学法人福島県立医科大学奨学寄附金取扱細則（以下「奨学寄附金取扱細則」という。）に基づいて、実施機関が学術研究に要する経費及び教育研究の奨励を目的とする経費等の奨学を目的として受け入れるものについて、一覽にした文書である。本件対象公文書には、プロジェクト番号、寄附者、寄附金額、寄附目的、理事の審査結果、受入決定年月日、入金年月日及び配分先等の項目があり、実施機関が受け入れた奨学寄附金に関する情報が項目ごとに記載されている。

2 条例第7条第3号の該当性について

(1) 条例第7条第3号本文について

ア 本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

イ 実施機関は、寄附者名を公表することにより、寄附者の業務運営上の何らかの利益を害する可能性が全くないとは断言できないので包括的な判断をし、本号アの規定に基づき、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、不開示の決定をした。

ウ そもそも奨学寄附金については、奨学寄附金取扱細則第3条において、実施機関における「奨学を目的として受け入れる」ものとされ、奨学寄附金取扱細則第5条では、「寄附による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させることなどの条件が付されているものは、奨学寄附金として受け入れることができない」と規定されている。

このように、奨学寄附金は、講座等に教育研究の奨学を目的として包括的に行われるもので、受託研究や共同研究のように法人等の研究課題に応じて行うものとは異なり、また、知的財産権等を期待して行われるものでもない。このため、法人等が特定の講座等に寄附していることを知られたとしても、事業活動に直ちに影響を与えるほどの内部情報が明らかになるとは言えない。また、寄附額の多寡から具体的な経理内容まで明らかになるとは認められない。

したがって、本件対象公文書の寄附者欄に記載された法人等の名称を開示しても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め

られず、本号には該当しない。

よって、奨学寄附金の透明性を確保し、奨学寄附金にかかわるあらぬ疑念を払拭するためにも、情報公開の意義は大きいと考えられ、法人等の名称は開示すべきである。

(2) 条例第7条3号ただし書について

ア 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報については、開示することを定めたものである。

イ 異議申立人は、人の生命、健康に直結している内容の研究をしている医学系の研究科及び附属病院などが、どこから、いくら資金提供を受けているか、県民に説明する義務がある。この説明責任は、企業の利益よりも優先されるべきで、本号ただし書を適用し、寄附者である法人等の名称は開示されるべきであるとしている。

ウ 本号ただし書の解釈等については前記アのとおりであり、本件対象公文書に記載された法人等の名称は、人の生命、健康、生活又は財産の保護に直接かかわる性質の情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とは認められない。

3 条例第7条第6号の該当性について

(1) 本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、開示しないことができると定めたものである。

(2) 実施機関は、寄附者である法人等の名称については、本号の規定に基づき、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、不開示の決定をしたものである。

(3) 本件対象公文書の寄附者欄に記載された法人等の名称は、前記2の(1)ウで述べたとおり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められないため、このような情報の開示によって、実施機関が説明するような実施機関と当該法人等との信頼関係は損なわれず、実施機関の大学経営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められないため、本号には該当しない。

4 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関においては、県が設立した地方独立行政法人として、適正かつ円滑な研究活動の遂行を図ることは当然のことであるが、一方では、実施機関が行う研究等に係る情報公開の意義を認識して、適正な情報公開制度の運用に努めるよう付言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年11月 2日	・ 諮問書受付
平成19年11月 5日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成19年11月22日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成19年11月22日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成19年12月14日	・ 異議申立人から一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出
平成19年12月25日 (第148回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 実施機関から一部開示決定理由について聴取
平成19年12月28日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書に対する反論の説明書を要求
平成20年 1月16日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する反論の説明書を提出
平成20年 1月17日	・ 異議申立人へ実施機関からの一部開示決定理由説明書に対する反論の説明書を送付
平成20年 1月28日 (第149回審査会)	・ 異議申立人から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成20年 3月 3日 (第150回審査会)	・ 審議
平成20年 3月25日 (第151回審査会)	・ 審議
平成20年 4月21日 (第152回審査会)	・ 審議
平成20年 5月21日 (第153回審査会)	・ 審議
平成20年 6月26日 (第154回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
浅野かおる	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
有我 健司	元福島県監査委員	
今野 博美	福島地方裁判所民事調停委員	会長職務代理者
佐藤 初美	弁護士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長